

前回までの議論の補足資料

地方中枢拠点都市圏の役割分担と財政措置について

役割分担の考え方

- 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村とが、地方自治法上の規定に基づく「協約」を締結。
- 「協約」に、以下の①～③の役割ごとに、圏域の具体的な取組を規定（地方中枢拠点都市と近隣市町村の役割分担により実施）。
 - ① **圏域全体の経済成長のけん引** 【パッケージとして必ず実施】
 - ② **高次の都市機能の集積** 【地域の実情に応じて実施】
 - ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上** 【選択的に実施】

財政措置の考え方

- 上記役割のうち、①圏域全体の経済成長のけん引と、②高次の都市機能の集積については、地方中枢拠点都市を中心として実施することが想定されるので、財政措置は地方中枢拠点都市となる市に対して行うこととしてはどうか。
- ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、定住自立圏における中心市と近隣市町村の役割分担と同様、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、地方中枢拠点都市と近隣市町村の双方に対して財政措置を行うこととしてはどうか。

定住自立圏の形成プロセス

中心市

- ①人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）



①中心市宣言

- 中心市と連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思等を公表



②定住自立圏形成協定

協定

- 人口定住のために必要な生活機能確保するため、役割分担し、連携していくことを明示

協定

周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



周辺市町村



周辺市町村



③定住自立圏共生ビジョン

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載

- 関係者の意見を幅広く反映させるため、民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」において検討



定住自立圏同士の連携も期待

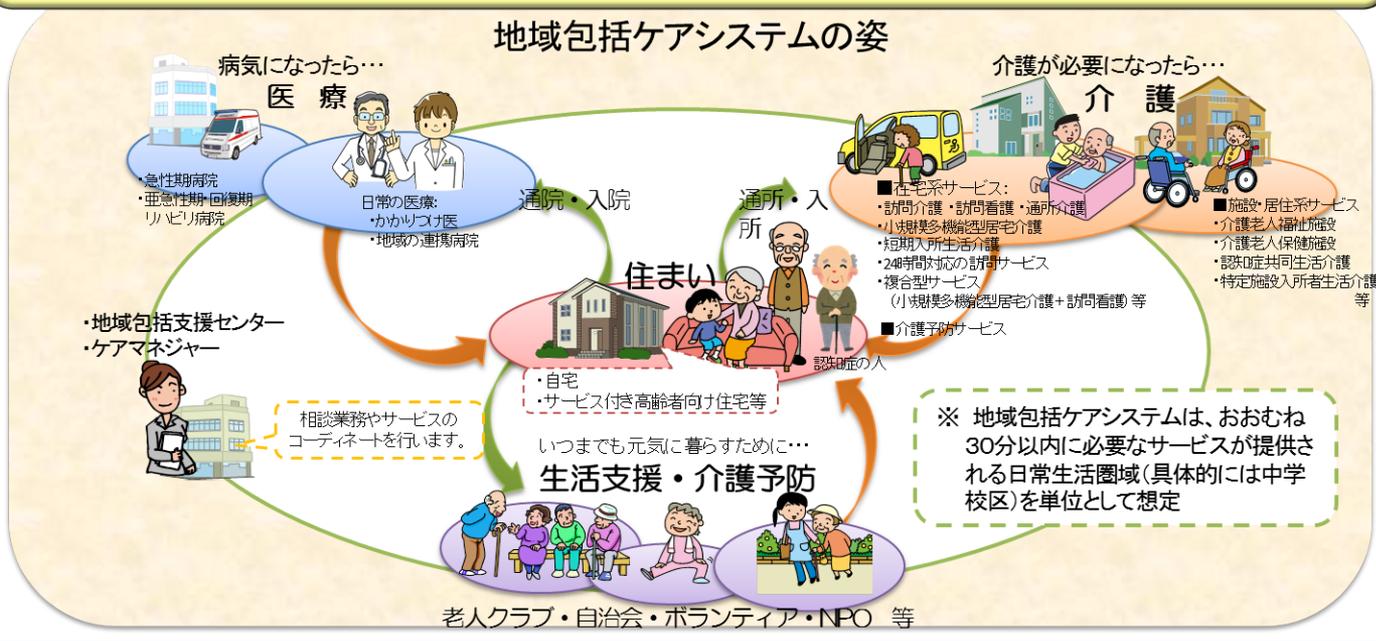
定住自立圏の形成

地域包括ケアシステムにおける「柔軟な連携」の活用について

社会保障審議会・第46回介護保険部会(平成25年8月28日)資料

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



- 地域包括ケアシステムに関連する事務を小規模な市町村が実施する場合には、柔軟な連携を活用し、近隣市町村との連携や都道府県による支援を受けて、実施することも考えられるのではないかと。例: 医療・介護関係職種に対する研修等を通じた資質の向上、条件不利地域に対する専門職のあっせん